芽室町建設工事の前金払及び中間前金払に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）附則第７条の規定に基づく公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払について必要な事項を定めるものとする。

（前金払の対象）

第２条　前金払の対象は、設計金額が５００万円以上の建設工事の請負契約（以下「対象工事」という。）とする。

（前金払の割合）

第３条　前金払の割合は、対象工事の契約金額の４割以内とする。

２　前項の前金払をした対象工事が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、既にした前金払に追加して契約金額の２割に相当する金額の範囲内で前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

(1)　工期の２分の１を経過していること。

(2)　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている工事が行われていること。

(3)　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の２分の１以上であること。

（前金払を受ける場合の手続）

第４条　受注者は、前金払を受けようとするときは、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、発注者に保証証書を寄託しなければならない。

（前払金の変更等）

第５条　発注者は、設計変更等により契約金額に著しい変更はあったときは、前払金の変更をすることができる。

２　発注者は、前項の規定により前払金の額を変更する場合は、受注者に保証契約変更証書を寄託させなければならない。

（前払金の使用等）

第６条　受注者は、前払金を契約した対象工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（債務負担行為等に係る契約の前金払）

第７条　債務負担行為等に係る契約の前金払については、各会計年度の出来高予定額に第３条の比率を乗じた金額の範囲内とする。

（前払金の返還）

第８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払われた前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1)　保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。

(2)　当該工事に係る契約が解除されたとき。

(3)　前払金を当該前払金に係る対象工事以外の経費の支払に充てたとき。

（中間前払金の認定請求等）

第９条　受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書（様式第１号）を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の認定請求書の提出を受けたときは、当該認定に係る調査を行い、その結果を中間前払金認定（不認定）通知書（様式第２号）により、受注者に通知するものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第１０条　芽室町財務規則（平成７年規則第２９号）第１２７条に規定する部分払（以下「部分払」という。）が認められる対象工事においては、受注者は、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第３号）を契約締結時に提出し、提出後の変更は認めないものとする。ただし、債務負担行為等に基づく対象工事において中間前金払を選択する場合にあっては、各会計年度における請負代金相当額が当該会計年度における出来高予定額を超えたときは、部分払をすることができる。

（認定の方法）

第１１条　第３条第２項第３号に規定する要件に係る認定は、請求書の作成時点における工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

２　前項の認定に当たり、工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進捗額を認定することができる。

（準用）

第１２条　第４条から第８条までの規定は中間前金払に準用する。この場合において、これらの規定中「前金払」とあるのは「中間前金払」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と読み替えるものとする。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。